

支えあい、男女がともに築くまち

ほくと ほほえみ 夢プラン

第2次 北杜市男女共同参画推進プラン



北杜市男女共同参画都市宣言

八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳、金峰山、瑞牆山や茅ヶ岳など雄大な山々に囲まれた

北杜市は、美しい自然と豊かな資源に恵まれたまちです。

古から湧き出ずる名水と、

日本一の日照時間は、北杜の大地を潤し、

生命を育み、歴史と文化を築いてきました。

このまちで、わたしたちは、一人ひとりがお互いに人権を尊重し、

心豊かなほほえみにあふれた未来に輝く杜「ほくと」を築き、

次世代につなげるため、

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

わたしたちは

- 一、互いを認め合い思いやる、健康で心豊かな「ほほえみの人づくり・家庭づくり」をめざします
- 一、男女がともに働きやすい環境を整え、仕事と生活が調和する「ほほえみの職場づくり」をめざします
- 一、性別や世代にとらわれず、交流と参画により躍動する「ほほえみの地域づくり」をめざします
- 一、国際的な視点を持ち、子どもたちが未来に夢をもてる「ほほえみの社会づくり」をめざします

平成23年11月1日
北 杜 市

支えあい、男女がともに築くまち

ほくと ほほえみ 夢プラン

第2次 北杜市男女共同参画推進プラン



ごあいさつ

北杜市長 白倉 政司

新しい時代の新しいふるさとを創ろうと、北杜市が誕生して12年目を迎えました。

本市では、「支えあい男女がともに築くまち」を目指して、誰もが、住んでよかった、住みつづけたと思うような、まちづくり・人づくり・家庭づくり・職場づくり・社会づくりのため、市民の視点から推進の方向を示した第1次北杜市男女共同参画推進プラン(ほくとほほえみ夢プラン)を策定し、男女共同参画推進委員の皆様のご協力をいただく中で、男女共同参画社会の実現に向けて、推進活動を展開してまいりました。

しかし、まだまだ性別で役割を決め付けてしまう考え方や、これに基づく地域の慣習など、今なお根深く存在し、真の男女共同参画の達成には、多くの課題が残されています。

また、人口減少や少子高齢化などの市の重要課題にも的確に対応していかなければなりません。

こうした現状を踏まえ、北杜市総合戦略、八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づいた取り組みや子ども・子育て支援事業計画など他の計画と連携する中で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて推進していくため、第2次北杜市男女共同参画推進プランとして、～支えあい、男女がともに築くまち～「ほくとほほえみ夢プラン」を策定しました。

プランの総合目標を「きらり北杜 ^{ひとびと}男女が織りなす豊かな社会」とし、男女の性別に関わらず、人々が一人の人間として尊重され、各自の力を発揮し、その行動や営みが相互に刺激し合い、連携し、協力することで、きらりと輝く地域づくりをめざします。

このプランは、家庭、職場、地域などあらゆる場における男女共同参画の実現に向け、その推進の方向を示し、「市の取り組み」と「市民のみなさんの取り組み」をわかりやすく整理しました。自分たちにできることを少しずつ推進していくことが大切でありますので、市民の皆様には、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

第1章 計画の概要と推進体制

1. 計画の策定にあたって	
①計画の背景	5
②計画の目的	5
③計画期間	5
④既存計画との関係	6
⑤本計画の位置づけ	6
2. 推進体制	7

第2章 計画の考え方

1. 総合目標と基本目標	8
2. 計画の体系	9

第3章 分野別推進の方向

家庭分野	10
基本計画 1 家族が互いを尊重し大切に作る家庭づくり	11
基本計画 2 家族が互いに協力し合える家庭づくり	12
基本計画 3 心身ともに健康で安心して楽しく暮らせる家庭づくり	13
基本計画 4 地域活動へ参加しやすい家庭づくり	14
職場分野	17
基本計画 5 男女がともに活躍できる職場環境づくり	18
基本計画 6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*) 実現のための環境づくり	19
基本計画 7 誰もがいきいきと働ける職場づくり	20
基本計画 8 女性が職業生活において活躍できる環境づくり	21
地域分野	25
基本計画 9 男女共同参画による地域づくり	26
基本計画10 地域ぐるみでの子育て支援づくり	27
基本計画11 男女共同参画の視点に立った安全な地域づくり	28
基本計画12 交流と参画による地域づくり	30
学校・社会分野	33
基本計画13 一人ひとりが互いを思いやる心を大切にする社会づくり	34
基本計画14 男女平等意識の基礎をつくる教育体制づくり	36
基本計画15 多様な人々が安心して暮らせる環境づくり	37

資料編

資料1	北杜市男女共同参画推進条例	42
資料2	北杜市男女共同参画推進条例施行規則	46
資料3	北杜市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱	48
資料4	北杜市男女共同参画推進委員名簿	49
資料5	第2次北杜市男女共同参画推進プラン策定経過	51
資料6	各種連絡先一覧	52
資料7	用語解説 本文中※の項目は用語の説明(資料7用語解説)があります。	53

第1章 計画の概要と推進体制

1. 計画の策定にあたって

1 計画の背景

北杜市では「男女共同参画社会」を実現するため、平成18年に「ほくとほほえみ夢プラン」の策定、平成23年には「北杜市男女共同参画都市宣言」を行い、男女がともに支え合うふるさとを築くため、家庭、職場、地域など、あらゆる場での男女共同参画の推進に向け、取り組みを進めております。

平成18年の計画策定以降も、国では平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しています。また、山梨県でも、平成23年に、「第3次山梨県男女共同参画計画」を策定しています。

一方、男女共同参画の推進と並行して、平成19年と25年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下『DV法』という。)]」、平成22年「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、平成26年「次世代育成支援対策推進法」の改定、また、平成24年「子ども・子育て支援法」、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下『女性活躍推進法』という。)]」が制定されるなど法律や制度面での制定・改正も多くなされました。

しかし、経済状況の変化や家族形態の多様化などの社会的要因もあり、雇用関係においては、不当な長時間労働やハラスメントの横行などのいわゆるブラック企業問題や、ひとり親家庭の貧困率の高さ、介護負担による離職などの問題が顕在化しています。

また、少子化による人口減少が大きな課題となっており、平成27年に「北杜市総合戦略」を策定し、喜び楽しみながら子育てできる環境づくりを進めるなど、まちの魅力を高め定住人口の維持増加を図りながら持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

このような社会情勢の変化を踏まえつつ、市民のみなさんや市が重点的に取り組んでいくべき内容などについて、市民へのアンケート調査や、男女共同参画推進委員の委員活動における企業訪問や、出前講座などでの意見をふまえ、同委員会でご審議いただき、新たな男女共同参画推進プランを策定しました。

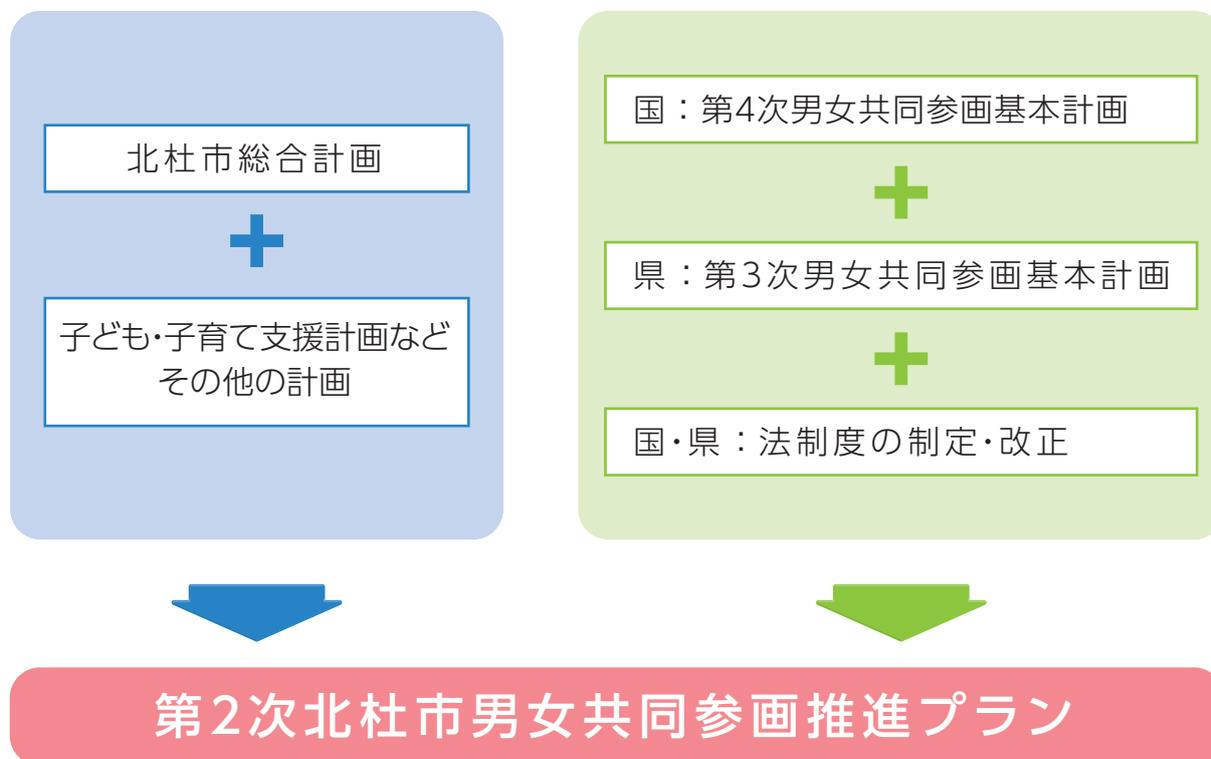
2 計画の目的

北杜市での男女共同参画に関わる取り組みや事業を、横断的に整理するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの計画的な推進のため、本計画を策定します。

3 計画期間

「第2次北杜市男女共同参画推進プラン」の計画期間は、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年度とします。

北杜市総合計画を上位計画とし、その他、庁内の各計画との整合性を保ちつつ、連携した計画推進に努めます。

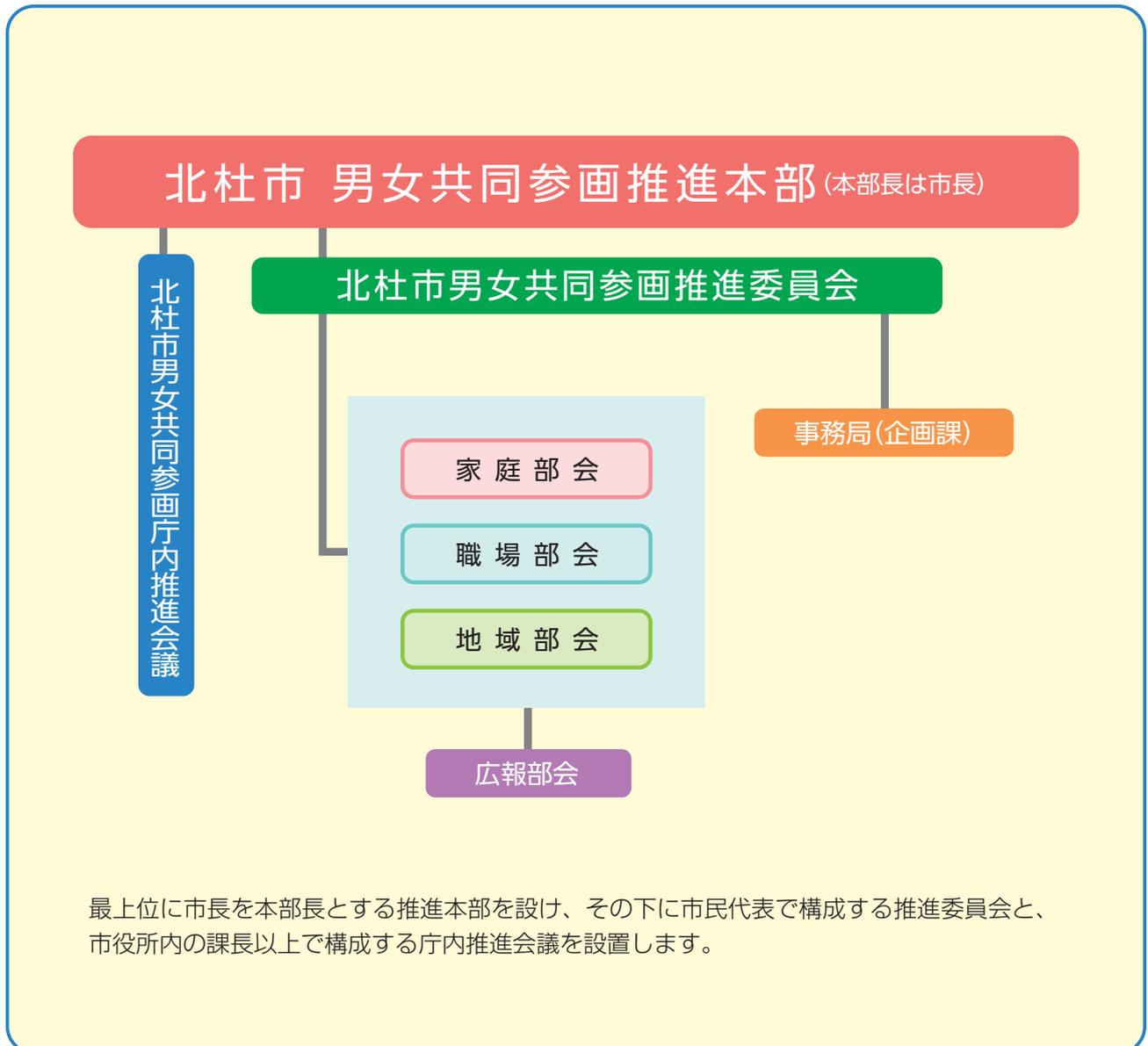


本計画は「北杜市男女共同参画推進条例」第12条第1項に規定する「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」として位置づけています。

また、「DV法」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置づけています。

併せて、「女性活躍推進法」第6条の2に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」としても位置づけています。

2. 推進体制



それぞれの主な役割

◎北杜市男女共同参画推進本部

男女共同参画社会づくりを総指揮します。

◎北杜市男女共同参画推進委員会

「ほくと ほほえみ夢プラン」を主体的に推進します。

◎北杜市男女共同参画庁内推進会議

市役所内の男女共同参画に取り組み、推進委員会への支援を担います。

第2章 計画の考え方

1. 総合目標と基本目標

総合目標 きらり北杜 ^{ひとびと} 男女が織りなす豊かな社会

男女の性別に関わらず、人々が一人の人間として尊重され、各自の力を発揮し、その行動や営みが相互に刺激し合い、連携し、協力することで、きらりと輝く地域づくりをめざすため、4つの分野で取り組むこととしました。

基本目標

家庭 家族がともに理解し協力し合える家庭づくりをめざします



家族の一人ひとりが、家庭生活に協力し、家族が互いを理解し、認め合い、楽しく安心して暮らせる家庭づくりをめざします。

職場 男女がともにいきいきと働ける職場づくりをめざします



一人ひとりが、やりがいと生きがいを持って仕事をしながら、家庭生活や地域活動にも関わっていきける、仕事と生活の調和が取れる環境づくりをめざします。

地域 男女がともにつくる豊かな地域づくりをめざします



家庭だけでは担うことのできない日常生活の課題について、近隣との協力や相互支援の活性化により、安心して豊かに暮らせる地域づくりをめざします。

学校社会 誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会をめざします



虐待や暴力を排除し、また、生活に課題や困難を抱えている人たちを社会全体で支えていく仕組みをつくり、人権を尊重する男女共同参画社会の実現をめざします。

2. 計画の体系

分野	基本目標	基本計画	推進の方向
家庭	家族がともに理解し協力し合える家庭づくりをめざします	1. 家族が互いを尊重し大切にする家庭づくり	1) 男女が互いに認め合い、尊重し合う家族づくりの推進 2) 家庭内暴力の根絶と人権の尊重
		2. 家族が互いに協力し合える家庭づくり	1) 男性の家事・育児・介護への参加の促進 2) 育て方や生き方が性で異なる家庭内教育の実施
		3. 心身ともに健康で安心して楽しく暮らせる家庭づくり	1) 日常における健康づくりの充実 2) 楽しく正しい食生活の促進
		4. 地域活動へ参加しやすい家庭づくり	1) 家庭から地域活動への積極的参加の促進
職場	男女がともにいきいきと働ける職場づくりをめざします	5. 男女がともに活躍できる職場づくり	1) 仕事が続けられるための環境づくり 2) 職場や仕事で必要とされる知識や技能の習得
		6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための環境づくり	1) 仕事と家庭が両立できる支援制度の充実 2) 育児・介護休業取得の促進
		7. 誰もがいきいきと働ける職場づくり	1) 自営業、農林業などでの男女共同参画の促進 2) 差別のない職場環境づくり
		8. 女性が職業生活において活躍できる環境づくり	1) 一般事業主の取り組みの推進 2) 職場での女性活躍の推進
地域	男女がともにつくる豊かな地域づくりをめざします	9. 男女共同参画による地域づくり	1) 地域活動を通じた男女共同参画の促進 2) 男女共同参画による地域リーダーの育成 3) 慣習や制度の改善と啓発活動の推進
		10. 地域ぐるみでの子育て支援づくり	1) 地域で支え合う子育て環境の充実
		11. 男女共同参画の視点に立った安全な地域づくり	1) 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり 2) 自主防災組織への女性参加の促進 3) 安全な生活環境づくり
		12. 交流と参画による地域づくり	1) 国際交流活動への支援 2) 地域内の世代間交流の促進
学校・社会	誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会をめざします	13. 一人ひとりが互いを思いやる心を大切にする社会づくり	1) あらゆる暴力の根絶と人権の尊重 2) 親や子どもへの相談事業の推進
		14. 男女平等意識の基礎をつくる教育体制づくり	1) 子どもたちに対する男女平等教育の推進 2) 男女共同参画に関する学習の推進
		15. 多様な人々が安心して暮らせる環境づくり	1) ひとり親家庭の支援の充実 2) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

「家庭」分野



現 状

市では、平成18年からの10年間、男女共同参画社会実現に向けて推進委員会活動とともに取り組んできました。しかし、男女共同参画社会の理解については、いまだ、十分に浸透しているとはいえません。

共働き世帯が増える中、家庭生活において、夫婦が共同で家事・育児・介護を行うことが理想と考えられていながら、現実には男性の家事への関わりは少なく、女性に多くの家事負担がかかっているのが現状です。

課 題

女性が社会へ参画し、活躍することを促進するためには、男女ともに男女共同参画社会の考え方を理解することが大切です。男性も女性も共に家事・育児・介護に携わり、女性への偏った家事などへの負担を軽減することが求められます。

また、楽しく安心して暮らせる家庭づくりには、家族が心身ともに健康でいることが大切です。

基本目標と基本計画

● 基本目標 ●

家族がともに理解し協力し合える家庭づくりをめざします

✿ 基本計画 1 家族が互いを尊重し大切に作る家庭づくり

✿ 基本計画 2 家族が互いに協力し合える家庭づくり

✿ 基本計画 3 心身ともに健康で安心して楽しく暮らせる家庭づくり

✿ 基本計画 4 地域活動へ参加しやすい家庭づくり



家族が互いを尊重し大切にする家庭づくり

基本計画 1

家庭は、家族一人ひとりの生活の基盤であり、生きがいともなりますが、ひとたび家庭に問題が生じると、仕事など他の活動にも悪影響を及ぼします。

家族の誰もが楽しく安心して暮らせる家庭づくりのためには、男女共同参画社会の考え方について理解し、互いを認め合い尊重し合うことが大切です。

また、DV*や児童虐待などの家庭内暴力は、人権を損なう行為であることを誰もが認識し、互いに思いやる心を育み、家庭内暴力の根絶に取り組みなくてはなりません。

推進の方向 1 男女が互いに認め合い、尊重し合う家族づくりの推進

市の取り組み	①男女共同参画社会の理解や、互いを尊重し認め合うことの大切さについて、広報活動などを通して意識啓発や情報提供に努めます。
市民のみなさんの取り組み	①家族が互いに思いやり、理解し、尊重し合えるように、日頃から家族で話し合う機会を持ちましょう。
	②日頃から子どもの様子に気を配り、子どもが安心して生活できる家庭づくりに努めましょう。

推進の方向 2 家庭内暴力の根絶と人権の尊重

市の取り組み	①配偶者に対する暴力は犯罪行為であるとの認識を深めるため、啓発活動や情報提供に努めます。
	②DV*に悩む人が気軽に相談できる相談窓口の整備や専用ダイヤルの設置、専門相談員の配置など相談者等の支援体制を充実します。
	③虐待が子どもに与える影響などについての情報提供や意識啓発を充実し、虐待防止に努めます。
市民のみなさんの取り組み	①DV*被害を受けた時は、一人で悩まず、各種相談窓口を利用して相談しましょう。
	②児童虐待は心身の発育に悪影響を与えることを認識し、家庭での虐待は止めましょう。
	③地域ぐるみで虐待の早期発見、防止に配慮しましょう。



家族が互いに協力し合える家庭づくり

基本計画 2

男性も女性も家庭内で協力し、ともに家事・育児・介護などに関わることが理想とされながら、実際にはこれらの負担の多くは女性が担っています。

互いに理解し協力し合える家庭づくりを推進する必要があります。

推進の方向 1 男性の家事・育児・介護への参加の促進

市の取り組み	①男性が家庭での役割を持つことの大切さや家庭教育において果たす役割の重要性についての意識啓発に努めます。
	②男性が家事・育児・介護などの知識やスキルの習得ができる機会づくりや情報提供を推進します。
	③性別による役割分担意識を解消するため、フォーラムや講演会、各種イベント、広報等を通して啓発を促進します。
	④市民の男女共同参画に関する実態や意識等を把握するため、イベントや各種行事等の際にアンケート調査等を実施し、事業推進に役立てます。

市民のみなさんの取り組み	①男性は、家事・育児・介護などの知識やスキルの習得に努め、積極的に関わるようにしましょう。
	②家族全員で家庭での役割分担について話し合いを持ち実行しましょう。

推進の方向 2 育て方や生き方が性で異なる家庭内教育の実施

市の取り組み	①男女の男女平等の視点に立った子育てについて、情報提供や啓発活動に努めます。
--------	--

市民のみなさんの取り組み	①男女の性別に関わらず、個性や能力を伸ばす子育てや家庭教育に努めましょう。
--------------	---------------------------------------



心身ともに健康で安心して 楽しく暮らせる家庭づくり

男女共同参画社会は、男性にも女性にも暮らしやすい家庭や社会の実現をめざしています。
しかし、男性や女性の役割分担などを考える以前に、心身ともに健康であることが、楽しく安心して暮らせる家庭の重要な要素のひとつになります。定期的な運動をはじめとした生活習慣の見直しや食生活の改善を通して、一人ひとりの健康維持を促進します。

推進の方向 1 日常における健康づくりの充実

市の取り組み	①生活習慣の改善や予防のための健康教育を通して、保健指導の充実を図ります。
	②運動教室を開催し、定期的な運動習慣の定着に努めます。
	③各種健診などの保健事業を実施し、疾病の早期発見や生活習慣の改善の推進に努めます。
	④性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ [※])を重要な視点として、女性の生涯を通じた健康づくりを支援します。
市民のみなさんの取り組み	①適切な休養をとることに努め、規則正しい生活やストレスを溜めない生活を心がけましょう。
	②生活習慣病の予防のために、日常生活で意識的に身体を動かすよう心がけましょう。
	③各種健診を受診し、疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の改善に努めましょう。

推進の方向 2 楽しく正しい食生活の促進

市の取り組み	①健康な食生活についての情報提供や親子食育教室などの活動を通して、食育の啓発に努めます。
	②食育指導を通して、食育に対する正しい理解の促進に努めます。
	③食生活改善推進員の活動を支援し、郷土食や行事食の良さを伝えていきます。
市民のみなさんの取り組み	①健康を維持するために必要な栄養バランスなど、食生活に対する正しい知識を身につけましょう。
	②家族そろって食事をする機会を増やし、正しい食習慣を身につけましょう。



地域活動へ参加しやすい家庭づくり

基本計画 4

豊かな家庭生活を築くためには、近隣と協力し合うことも大切です。地域とのつながりは、困ったときに助け合うことや世代間の交流など、家庭生活を送る上でもプラスになります。

しかし、少子高齢化や核家族化、生活時間の多様化などに伴って、地域活動への参加が難しくなり、参加意識が停滞する状況にあります。

個人が、地域の一員としての意識を持つとともに、家族が協力し合い、地域活動へ参加しやすくなるように努めることが大切です。

推進の方向 1 家庭から地域活動への積極的参加の促進

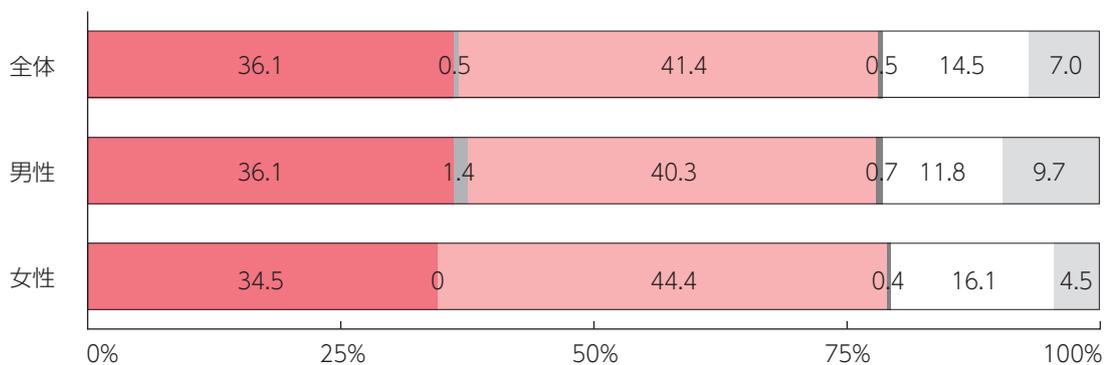
市の取り組み	①地域活動の場に男性も女性も積極的に参加し、地域の一員としての意識を高めるとともに、地域活動についての情報提供や啓発活動を推進します。
市民のみなさんの取り組み	①地域活動の重要性について再認識し、積極的に参加する意識を持ちましょう。
	②家族が地域活動に参加しやすいように、家庭内でサポートしましょう。

住民意識アンケート調査結果 (平成27年8～9月実施)

家庭における男女の役割分担

●「家庭における男女の役割分担の状況」についての設問では、「現実に近いもの」では「夫と妻が共同で家計を支え、主に妻が家事・育児を分担する」が41.4%と最も多く、「理想と考えるもの」では「夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する」が54.3%と最も多いという結果になりました。

現 実



理 想

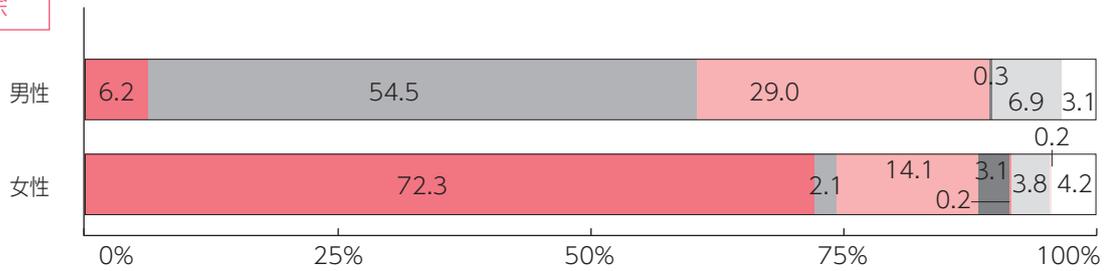


- 夫が家計を支え、妻が家事・育児に専念する
- 妻が家計を支え、夫が家事・育児に専念する
- 夫と妻が共同で家計を支え、主に妻が家事・育児を分担する
- 夫と妻が共同で家計を支え、主に夫が家事・育児を分担する
- 夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する
- 夫と妻の役割を固定せず、家事・育児も分担制にせず自由に行う

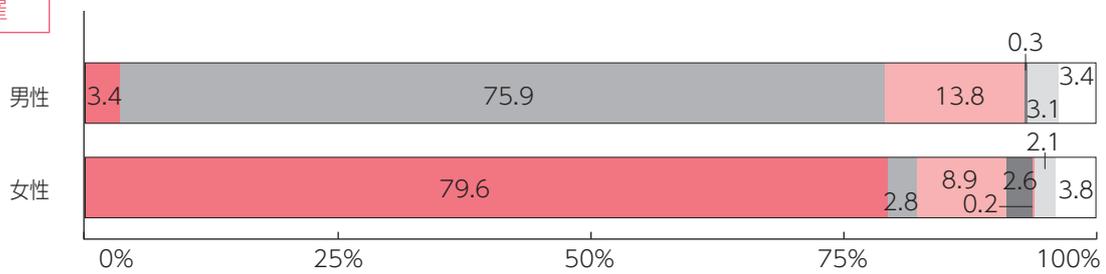
家庭での家事等や最終決定

- 「家庭での家事等の分担」についての設問では、「掃除」、「洗濯」、「食事のしたく」、「食事の片付け」など、家事の負担は女性が多いことが分かります。

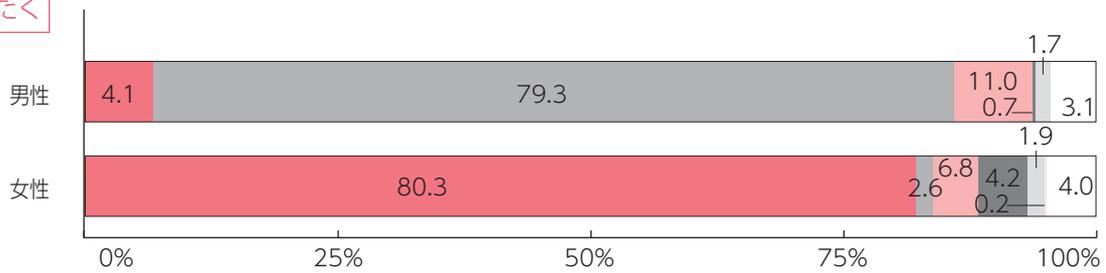
掃除



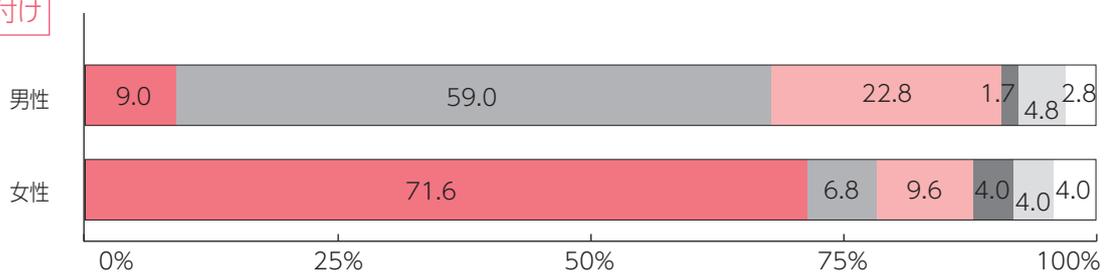
洗濯



食事のしたく



食事の片付け





「職場」分野

現 状

国では、平成19年に「男女雇用機会均等法」、平成22年に「育児・介護休業法」の改正、平成27年に「女性活躍推進法」の制定など、職場における男女の平等や、男女ともに育児・介護休業が取得しやすい職場環境の実現に向けて法整備を進めてきました。

しかしながら、市のアンケート調査結果では、女性が仕事を継続する上で、育児・介護休業制度や保育施設、再就職を支援する制度などがいまだ不十分であるとの回答が多く見られました。

また、管理職への登用や給与・賃金、昇給の面において、男性が優遇されているとの回答も多く見られました。

課 題

女性が社会の中でいきいきと働くためには、妊娠・出産・育児・介護などを理由に退職した女性の再就職の支援が重要です。

仕事を続けやすい環境を整備し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）が図れるような体制づくりが必要です。また、性別で差別されることのない職場環境づくりも求められます。

基本目標と基本計画

● 基本目標 ●

男女がともにいきいきと働ける職場づくりをめざします

✿ 基本計画 5 男女がともに活躍できる職場環境づくり

✿ 基本計画 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）
実現のための環境づくり

✿ 基本計画 7 誰もがいきいきと働ける職場づくり

✿ 基本計画 8 女性が職業生活において活躍できる環境づくり



基本計画 5

男女がともに活躍できる職場環境づくり

国は、「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%以上とする」という目標を、平成15年の男女共同参画推進本部において掲げています。しかしながら、現在の日本における女性管理職の比率は11%に過ぎません。

男女がともに社会で活躍するためには、男性中心と言われる職場風土の改善や女性の能力を高めていくための取り組みを推進し、ともに活躍できる職場環境の整備を推進する必要があります。

推進の方向 1 仕事が続けられるための環境づくり

市の取り組み	①妊娠・出産・育児・介護などを理由に退職した女性の再就職を支援するための情報提供を充実させ、関係機関と連携し、相談窓口や各種支援制度の利用促進に努めます。
	②事業所への育児休業制度や介護休業制度の普及に向けた広報活動、情報提供を推進します。
市民のみなさんの取り組み	①再就職や職場復帰を希望される方は、再就職支援のための相談窓口や各種支援制度を積極的に利用し、就労準備に取り組みましょう。
	②事業者は、育児休業や介護休業などの、社内制度を整備するとともに、制度が利用しやすい職場環境づくりに取り組みましょう。
	③経済的・社会的な自立に向けた女性の努力を積極的に支援する意識を持ちましょう。

推進の方向 2 職場や仕事で必要とされる知識や技能の習得

市の取り組み	①妊娠・出産・育児・介護などを理由に退職した女性の再就職や起業を支援するため、学習機会の提供や情報提供の充実を関係機関と連携して推進します。
	②庁内女性職員の能力開発や研修参加を促進し、管理職への登用を図ります。
市民のみなさんの取り組み	①退職後に再就職や起業を希望する方は、そのために必要とされる知識や技能の習得に努めましょう。



仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*) 実現のための環境づくり

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらします。その一方で、家事・育児、近隣との付き合いなども暮らしに欠かすことはできません。しかし、現実には、仕事と生活(家事・育児・介護など)との両立に悩むなどの課題を抱えるケースが多く見られます。

それを解決するために、ワーク・ライフ・バランス*の実現をめざし、一人ひとりが、仕事でも充実するとともに、家庭や地域社会でも活躍できる社会の実現に向けて取り組む必要があります。

推進の方向 1 仕事と家庭が両立できる支援制度の充実

市の取り組み	①育児をしながらでも安心して仕事を続けられるよう、多様な保育ニーズへの対応を充実します。
	②介護負担の軽減や介護離職等の防止のため、介護サービスや介護支援活動の充実に努めます。
	③育児や介護への地域での理解や協力についての意識啓発を充実します。
市民のみなさんの取り組み	①家事や育児・介護を分担し、ワーク・ライフ・バランス*の実現に、家族で協力しましょう。
	②育児や介護をしながら仕事をしている人への理解と配慮に努めましょう。

推進の方向 2 育児・介護休業取得の促進

市の取り組み	①ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けて、育児休業や介護休業が取得しやすい職場環境づくりを促進します。
	②北杜市子育て応援企業等認定制度*の周知に努め、市内の事業所の子育て支援への取り組みを促進します。
市民のみなさんの取り組み	①事業者は、従業員が育児休業や介護休業を取得しやすいような職場環境づくりに取り組みましょう。



基本計画 7

誰もがいきいきと働ける職場づくり

男女共同参画社会は、男女ともにその意思に従って、仕事への従事や社会活動に参加できる社会づくりを目指しています。そのための法令や支援制度は整備されていますが、実際には周知不足などにより、権利を主張しにくい風潮があります。

近年は、サービス残業の強要などによるブラック企業*や、妊娠・出産などを理由とする退職勧奨などが社会問題となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、職場における性別役割分担意識や男性中心の意識・風土を解消し、法令や支援制度の周知などが求められます。

推進の方向 1 自営業、農林業などでの男女共同参画の促進

市の取り組み	①自営業での女性の労働や家族貢献などを正當に評価する意識や風土を育むため、家族経営協定*の締結やその制度の周知、広報に努めます。
市民のみなさんの取り組み	①自営業、農林業などを営む方は、経営に参加する家族の貢献について、話し合いの場を持ちましょう。

推進の方向 2 差別のない職場環境づくり

市の取り組み	①働く人が、昇進や賃金などの面で、性別によって差別されることのない職場環境づくりのため、企業に対しての情報提供など周知活動に努めます。
	②関係機関と連携し、労働基準法や男女雇用機会均等法等の法令を遵守し、性別による待遇の違いがないよう職場環境や就業規則の整備を企業に働きかけます。
	③男女平等の職場風土を育むため、働く人たちへの意識啓発や情報提供に努めます。
市民のみなさんの取り組み	①事業者は、労働基準法や男女雇用機会均等法等の法令を遵守し、昇進や賃金などが性別によって待遇の違いが生じないように、職場環境づくりや就業規則の整備に努めましょう。
	②職場での困り事や悩み事を抱え込まず、家族や知人、相談窓口等へ相談しましょう。



女性が職業生活において活躍できる環境づくり

男女共同参画社会の実現には、女性の職場での活躍を迅速かつ重点的に推進していくことが求められます。しかし実際には、結婚・妊娠・出産・育児・介護などを理由として、やむを得ず退職していく女性が多いという状況があります。

このような状況をふまえ、平成27年に女性活躍推進法が制定されました。女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できるための支援措置を講じる必要があります。

推進の方向 1 一般事業主の取り組みの推進

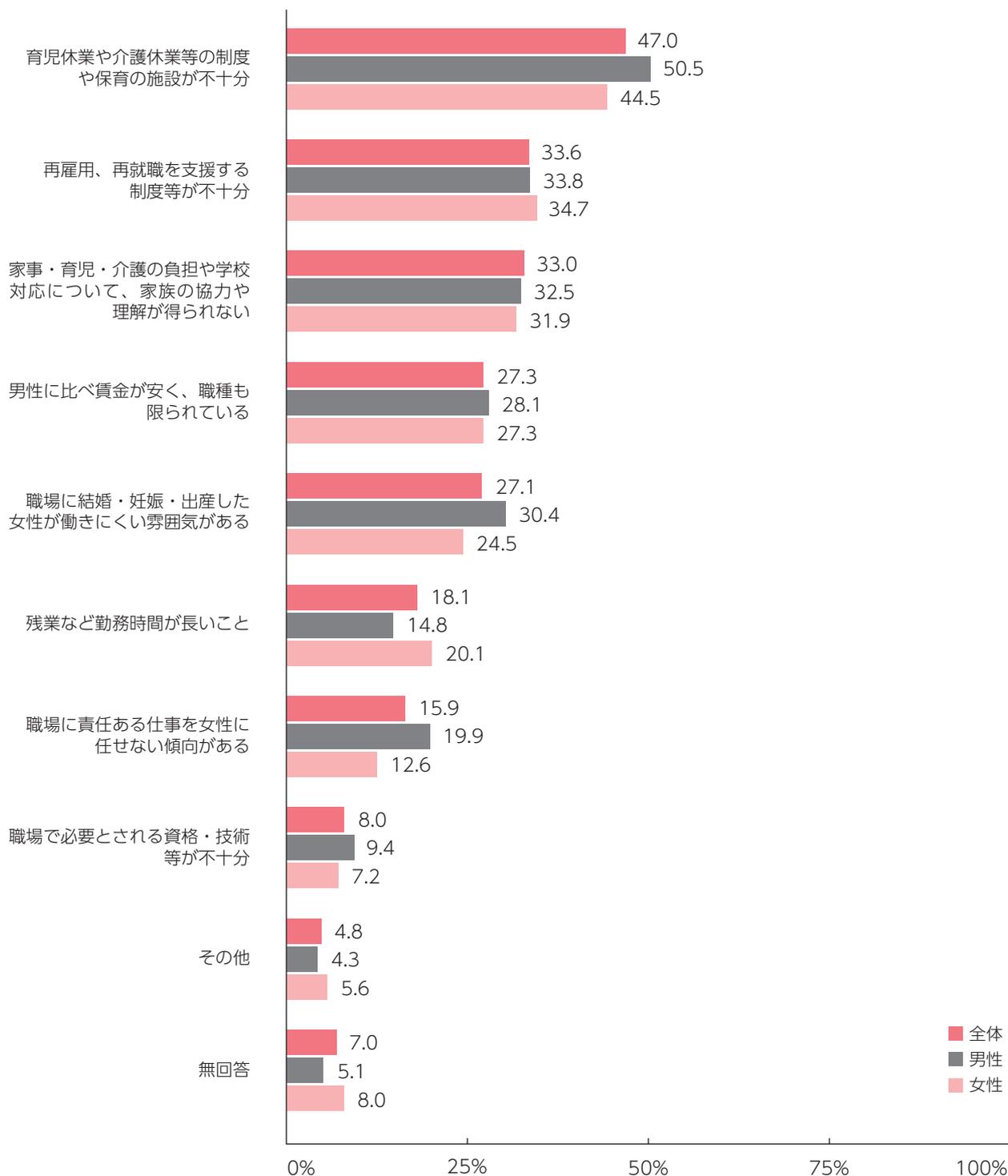
市の取り組み	①市が率先して事業主行動計画を策定し、その推進に努めるとともに、企業への女性活躍推進法についての情報提供に努め、計画策定の促進や活動への取り組みを関係機関と連携し支援します。
市民のみなさんの取り組み	①事業主(常時雇用する労働者301人以上)は、女性活躍推進法的主旨を理解し、法律に則った行動計画を定め、女性の職場での活躍を推進しましょう。 ※労働者300人以下は努力義務

推進の方向 2 職場での女性活躍の推進

市の取り組み	①職業指導、職業紹介、職業訓練等女性が職場において活躍できるように必要な支援や啓発に努めます。
	②就業を希望する女性や家族からの相談に応じ、関係機関の紹介や情報提供、職業訓練機会の確保、助言等に努めます。
市民のみなさんの取り組み	①就業および就業の継続における悩みや困りごとについては、相談窓口を活用しましょう。
	②事業者は、職業生活に関する機会の積極的な提供や家庭生活との両立に資する雇用環境の整備など、活躍の推進に関する取り組みを実施するように努めましょう。

女性が仕事を継続する上で支障となるもの

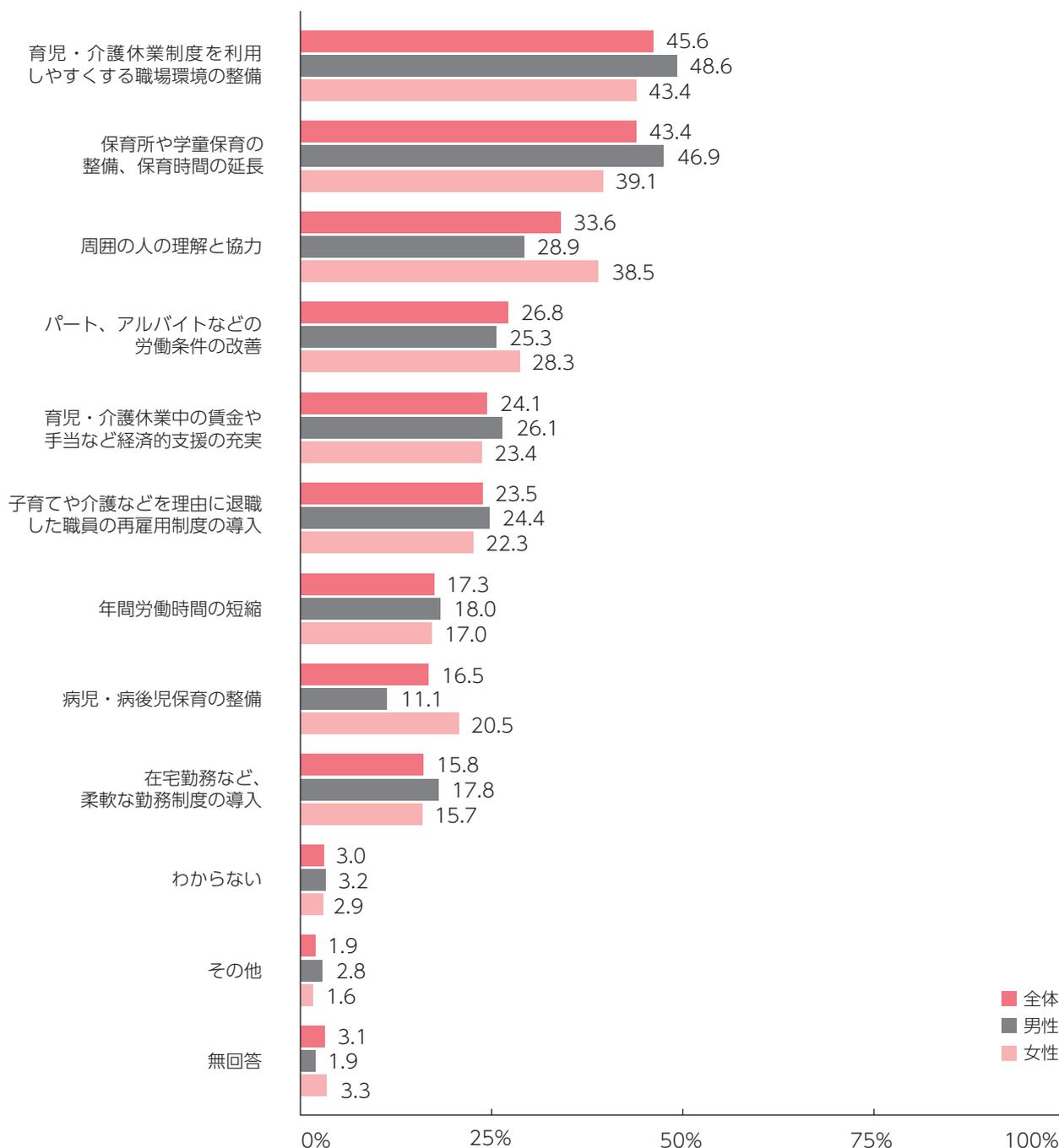
●「女性が仕事を継続する上で支障となるもの」についての設問では、「育児休業や介護休業等の制度や保育の施設が不十分」が47.0%と最も多い結果となりました。以下「再雇用、再就職を支援する制度等が不十分」33.6%、「家事・育児・介護の負担や学校対応について、家族の協力や理解が得られない」33.0%と続いています。



家庭生活と他の活動を両立するための環境整備

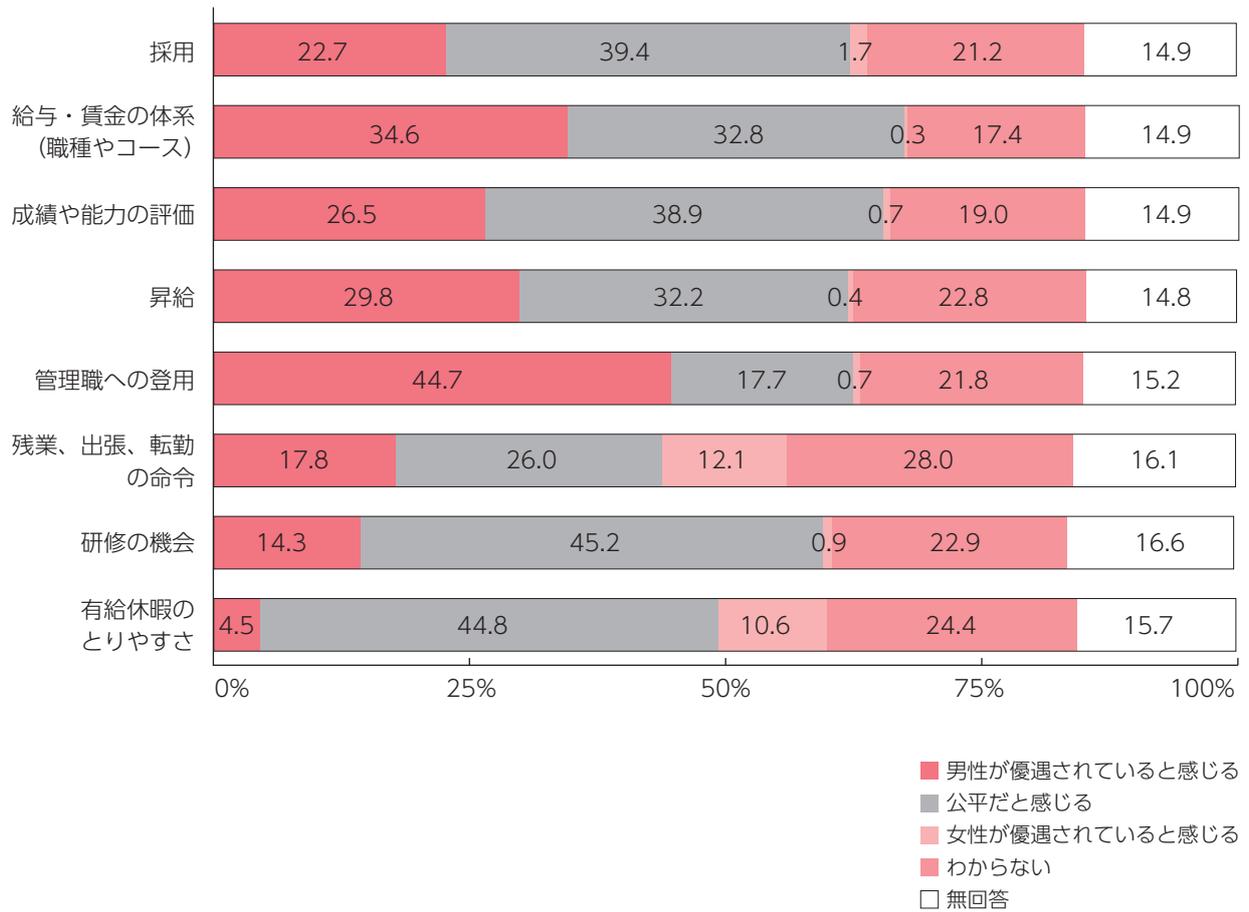
●「家庭生活と他の活動を両立するための環境整備」についての設問では、「育児・介護休業制度を利用しやすくする職場環境の整備」が45.6%と最も多い結果となりました。以下「保育所や学童保育の整備、保育時間の延長」43.4%、「周囲の人の理解と協力」33.6%と続いています。

男女別では、「保育所や学童保育の整備、保育時間の延長」で男性の回答が女性よりも多くなっています。また、「周囲の人の理解と協力」と「病児・病後児保育の整備」の2項目で女性の回答が男性よりも多くなっています。



職場における男女の平等

- 「職場における男女の平等」に関する設問では、「男性が優遇されていると感じる」ものとして、「管理職への登用」が44.7%と最も多い結果となりました。以下「給与・賃金の体系(職種やコース)」34.6%、「昇給」29.8%と続いています。





「地域」分野

現 状

地域は日常の生活に密接に関わる大切なコミュニティですが、近年の少子高齢化や核家族化、都市化の進展に伴い、地域活動への参加が減少してきています。また、地域活動を活性化させるには男女を問わず意見が反映されることが大切ですが、従来からの慣習が残り、男性中心の運営などで、女性の意見が反映しにくい現状があります。

また、地域内での交流機会が減ることで、近隣の家庭や家族の状況についての認識や関心も薄くなっています。

課 題

日常生活での近隣の助け合いや、地域ぐるみでの子育て、また、災害時の支援など、人々が安心して暮らせる環境づくりに地域は大きな役割を果たします。女性の意見も取り入れながら、地域の活性化を図っていくことが求められます。

基本目標と基本計画

● 基本目標 ●

男女がともにつくる豊かな地域づくりをめざします

✿ 基本計画 9 男女共同参画による地域づくり

✿ 基本計画 10 地域ぐるみでの子育て支援づくり

✿ 基本計画 11 男女共同参画の視点に立った安全な地域づくり

✿ 基本計画 12 交流と参画による地域づくり



男女共同参画による地域づくり

基本計画 9

地域は日常の生活に密接に関わる大切なコミュニティです。地域活動の活性化を図ることで、豊かで暮らしやすい社会を作ることができます。男性の意見だけでなく、女性の意見も取り入れながら、活発な地域活動を推進することが求められます。

推進の方向 1 地域活動を通じた男女共同参画の促進

市の取り組み	①地域運営の場に女性が積極的に参加し、女性の意見が反映できる運営や活動を促進するための啓発活動を推進します。
	②各種委員会や審議会等の委員として女性を積極的に登用し、女性の意見を反映しやすい環境づくりに努めます。
	③地域おこし、まちづくり、観光分野などに女性が参画した事例などの情報収集、提供を通して、それらの分野への女性の参画を促進します。

市民のみなさんの取り組み	①女性も地域活動へ積極的に参加し、地域の活性化に努めましょう。
	②女性が委員会や審議会などの委員として活躍できるように、家族もサポートしましょう。

推進の方向 2 男女共同参画による地域リーダーの育成

市の取り組み	①男女共同参画への理解を促進するための講座や学習会などを開催するとともに、男女共同参画の視点を持って地域づくりを進める地域リーダーとなる人材の育成に努めます。
--------	---

市民のみなさんの取り組み	①学習機会の活用などにより、男女共同参画社会についての理解に努め、地域の一人としての意識で地域づくりに取り組みましょう。
--------------	--

推進の方向 3 慣習や制度の改善と啓発活動の推進

市の取り組み	①男性中心の慣習やしきたりなどを見直し、地域活動の場での意思決定や運営を進めるうえで、男女それぞれの能力が発揮できる環境づくりのための啓発活動を推進します。
--------	--

市民のみなさんの取り組み	①従来の慣習やしきたりに捉われず、女性を登用する地域運営に取り組みましょう。
	②女性も地域活動にかかわる積極的な意識をもち、活動に参加するように努めましょう。
	③女性が地域活動に参加しやすくなるよう、家事を分担するなど、家族みんなで協力しましょう。



地域ぐるみでの子育て支援づくり

基本計画 10

以前は地域も子育ての場であり教育の場でした。大人は自分の子どもと同様に近所の子どもを見守ってきました。

近年、核家族化や教育・躰に関する考え方の多様化、子供の防犯問題など複雑な要因が重なり、地域の子育て機能や子どもとの接点が失われつつあります。

日頃から地域の大人が子どもに対して、気配りや思いやりを持って接することができる、地域ぐるみの子育て支援体制づくりの構築が求められます。

推進の方向 1 地域で支え合う子育て環境の充実

市の取り組み	①親子で参加できるスポーツや文化事業を開催し、子どもや保護者間の交流を図ります。
	②地域のお年寄りと子どもが交流できる催しを通して、世代間の交流を推進します。
	③子育ての悩みが気軽に相談でき、仲間づくりの場として親子が交流できる機会の提供を図ります。
	④学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境を整備します。
	⑤ファミリー・サポート・センター事業*を通して、地域の協力による子育て支援に努めます。
市民のみなさんの取り組み	①地域で開催される催しやイベントなど交流の機会に参加し、子育ての悩みなどを気軽に相談できる仲間をつくりましょう。
	②地域の子どもの様子に気を配り、声かけなど、子どもの安全に配慮した行動に努めましょう。



男女共同参画の視点に立った安全な地域づくり

基本計画 11

災害時には、時として日常の暮らしを失い、避難所での生活を余儀なくされるなどの状況となります。

このような中でも、男性にも女性にも必要以上に多くのストレスを与えることのない避難所の運営や支援体制が求められます。特に女性には、着替え場所や授乳場所の確保、女性用品の備蓄など、男性とは異なる視点での配慮が必要となります。

推進の方向 1 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり

市の取り組み	①地域防災計画などの策定時に、女性の意見が反映される体制について検討します。
	②災害時の避難所の運営等、防災に関するさまざまな場面において、男女共同参画の視点に立った防災対応に留意します。
	③防災用品の備蓄等を補充する際は、女性の意見も多く取り入れ、整備するよう努めます。
市民のみなさんの取り組み	①家の中の危険を取りのぞき、まず自分の命を守りましょう。また、防災訓練に積極的に参加するなど、日頃から防災に備える意識を持つように心がけましょう。
	②家庭においても、子ども、女性、高齢者など、家庭の実情に応じた防災用品の備蓄に努めましょう。

推進の方向 2 自主防災組織への女性参加の促進

市の取り組み	①女性消防団員の登用を促進し、防災体制の強化や女性からの意見の採用に努めます。
市民のみなさんの取り組み	①消防団入団の依頼があれば、女性という理由で断るのではなく可能かどうかを検討してみましょう。
	②消防団の活動に対する理解と協力を努めましょう。

推進の方向 3 安全な生活環境づくり

市の取り組み	①地域防災について市民への周知と、防災に対する市民意識の高揚を図ります。
	②避難伝達訓練、避難誘導訓練等、市民を保護する訓練を適切に実施します。
	③各種防災設備や防災行政無線等の保守に努め、災害時に備えます。
	④高齢者や幼児・児童を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全意識の啓発に努めます。
	⑤防犯灯の設置や自主防犯団体連合会の開催を通して、地域の防犯強化に努めます。

市民のみなさんの取り組み	①避難訓練等に参加し、避難場所や避難経路を確認しましょう。
	②運転者は、高齢者や幼児・児童の様子に気を配り、交通事故をおこさない運転に努めましょう。
	③地域で開催される交通安全教室などに積極的に参加し、一緒に交通ルールを確認するなど、交通安全に対する意識を家族みんなで高めましょう。



交流と参画による地域づくり

基本計画 12

これからの世代を担う子どもたちにとっての活躍の場は、国内にとどまらず世界に向かって開かれています。国際交流や国際教育の場を通して、子どもたちから外国文化と触れ合う機会を作り、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。

また、一方で、世代間交流を通して、地域の文化や知識の習得に努めることも大切です。

推進の方向 1 国際交流活動への支援

市の取り組み	①米国ケンタッキー州マディソン郡・ベリア市・リッチモンド市の姉妹地域や韓国抱川市の姉妹都市との相互交流事業を通じて、国際色豊かな人材の育成を図ります。
	②「原っぱ教育*」の取り組みを通して、国際社会で活躍できる人材育成に努めます。
	③男女共同参画に関する国際社会における取り組みの動向、成果等の情報収集と提供に努めます。
市民のみなさんの取り組み	①海外の人との交流を通して日本文化と海外の文化への理解を深めましょう。

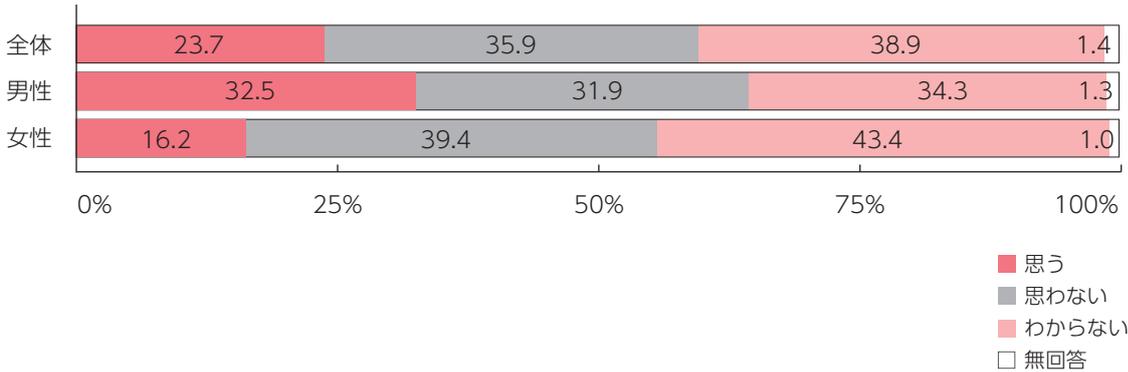
推進の方向 2 地域内の世代間交流の促進

市の取り組み	①親子で参加できるスポーツ、文化事業の開催や、地域のお年寄りと子どもが交流できる催しの開催などを推進します。
市民のみなさんの取り組み	①地域でのスポーツや文化事業の催しに参加し、世代間交流を図りましょう。

住民意識アンケート調査結果 (平成27年8～9月実施)

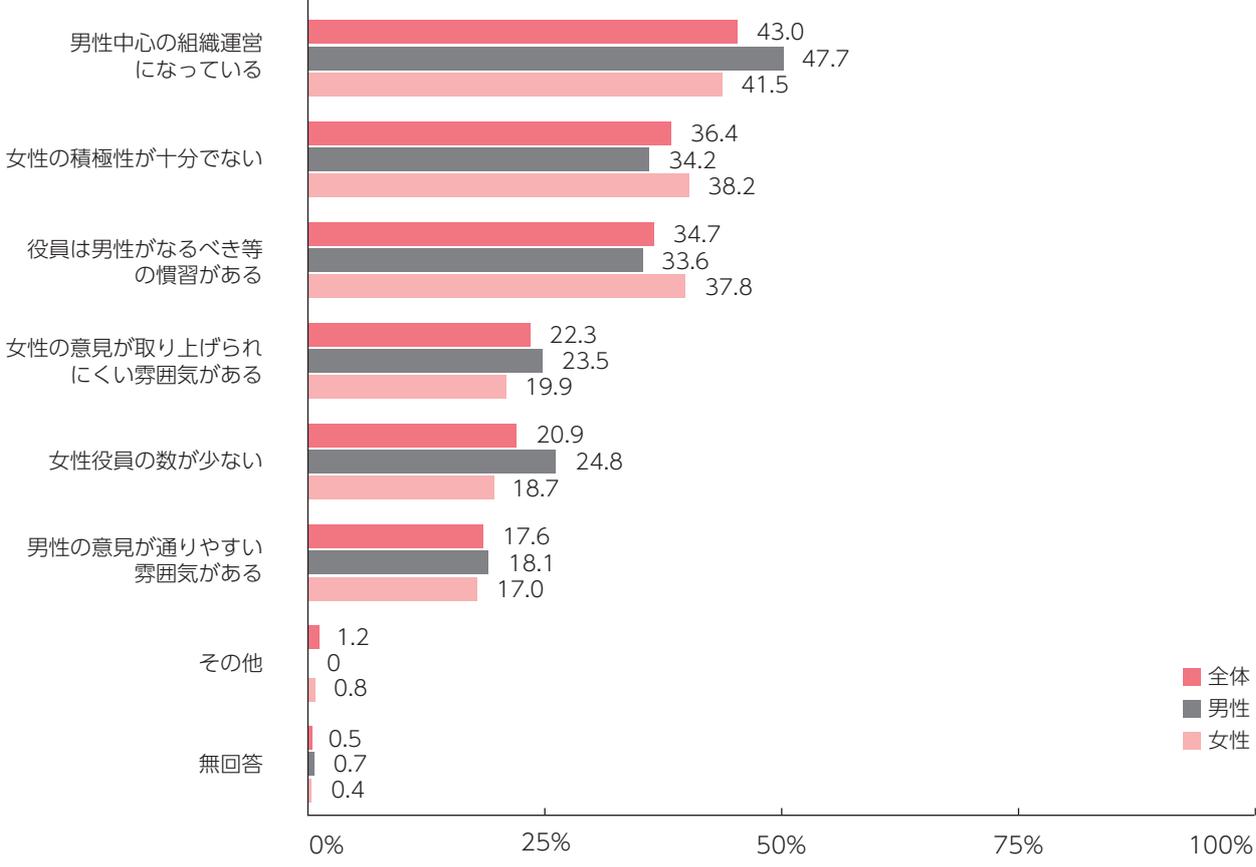
地区運営への女性意見反映

●「地区運営への女性意見反映」についての設問では、「反映されていると思わない」35.9%が「反映されていると思う」23.7%を上回っています。男女別で見ると、男性の「反映されていると思う」32.5%に対して、女性は「反映されていると思う」16.2%となっています。



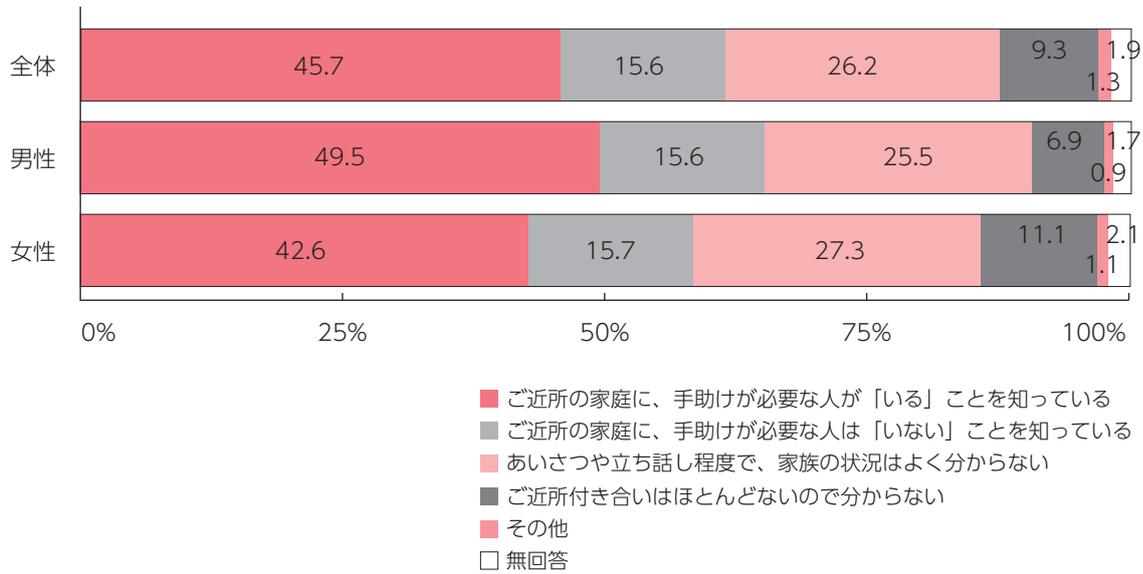
地区運営への女性意見反映の理由

●「反映されていると思わない」理由については、「男性中心の組織運営になっている」が43.0%と最も多く、以下「女性の積極性が十分でない」36.4%、「役員は男性になるべき等の慣習がある」34.7%と続いています。



近所に災害時手助けが必要な人がいるかの認知

- 「近所に災害時手助けが必要な人がいるかの認知」についての設問では、「ご近所の家庭に、手助けが必要な人が『いる』ことを知っている」45.7%、「ご近所の家庭に、手助けが必要な人は『いない』ことを知っている」15.6%となっており、6割以上の人が近所の状況を把握していることが分かります。





「学校・社会」分野

現 状

国では、平成25年に「DV法」、平成26年に「児童虐待の防止等に関する法律」の改正など、配偶者や児童に対する暴力の根絶に向けて法整備を進めてきました。しかし、DV^{*}やデートDV^{*}の被害件数や児童虐待件数は、減少するどころか年々増え続けています。

また、高齢者世帯やひとり親世帯の増加など、家族のあり方が多様化する中で、暮らしに困難を感じている人も増えています。

課 題

DV^{*}やデートDV^{*}、児童虐待は、人権を損ねる犯罪行為です。人権を尊重する意識を醸成するためには、子どもの頃からの人権教育や男女平等に関する意識づくりを行うとともに、生涯教育等を通して学習機会を確保する必要があります。

また、ひとり親世帯や高齢者、障がいを持つ人など、さまざまな状況の人たちが安心して生きがいを持って暮らせるために、社会全体で支えていく仕組みづくりが求められます。

基本目標と基本計画

● 基本目標 ●

誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会をめざします

✿ 基本計画 13 一人ひとりが互いを思いやる心を大切にする社会づくり

✿ 基本計画 14 男女平等意識の基礎をつくる教育体制づくり

✿ 基本計画 15 多様な人々が安心して暮らせる環境づくり



基本計画 13

一人ひとりが互いを思いやる心を大切に する社会づくり

DV^{*}やデートDV^{*}、児童虐待は、犯罪にもつながる重大な人権侵害行為であるだけでなく、大切な生活の基盤を崩壊させることにもつながります。また、職場等におけるハラスメント^{*}行為は、人間関係に悪影響を与え、働きやすい職場環境づくりの阻害要因となります。

家庭や職場など大切な生活の場を守るために、これらの行為を許さない社会意識を醸成する必要があります。

推進の方向 1 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

市の取り組み	①DV [*] やデートDV [*] 、虐待を含めたあらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するための啓発活動を推進します。
	②配偶者からの暴力の実態調査を実施します。
	③児童虐待の相談窓口の設置や通報体制のネットワーク整備、危機介入についての体制を整備し、虐待を未然に防ぐため早期発見・保護に努めます。
	④児童虐待を発見した時の児童相談所等への通報義務についての周知徹底を図るとともに、関係機関と連携し、早期の発見・保護に努めます。
	⑤暴力被害の訴えや近隣からの通報がしやすい環境を作るため、相談先や通報先などについて広報活動や情報提供を推進します。
	⑥企業・学校におけるハラスメント [*] 防止について、周知・啓発を推進します。
	⑦未成年者等の性被害防止のため、買売春の防止や通信ネットワーク利用に関する注意などの意識啓発を推進します。

市民のみなさんの 取り組み	①暴力行為は犯罪との認識を持ち、自らが加害者とならないよう努めましょう。
	②日頃から、暴力被害の相談先や通報先についての情報を得るよう努め、自身が被害に遭った時や、被害を発見した時に、相談や通報ができるようにしましょう。
	③児童虐待を発見した人は、児童相談所等に通報することが義務付けられています。虐待を未然に防ぐため早期発見に配慮しましょう。
	④ハラスメント*についての知識を持ち、ハラスメント*行為の加害者にならないように、周囲に配慮した言動を心がけましょう。

推進の方向 2 親や子どもへの相談事業の推進

市の取り組み	①保護者を対象にした相談体制を充実し、子どもの健全な育成を支援します。
	②日常生活で不安や悩みを抱える子どもを対象に、小・中学校など関係機関と連携し、相談しやすい体制づくりに努めます。
市民のみなさんの 取り組み	①相談窓口などを利用し、不安や悩みごとの解決に努め、子どもの健全な成長を図りましょう。



基本計画 14

男女平等意識の基礎をつくる 教育体制づくり

男女共同参画の考え方の理解を促すためには、教育の果たす役割が大変重要です。子どもへの教育に男女平等の視点を取り入れることや、生涯学習の場で男女共同参画に関する講演会の開催を行うなど、男女共同参画についての学習の機会を設け、理解の促進を図る必要があります。

推進の方向 1 子どもたちに対しての男女平等教育の推進

市の取り組み	①庁内の関係部署および保育園や小・中学校など教育関係機関と連携し、男女共同参画の視点に立った教育の推進に努めます。
	②子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるキャリア教育*を推進します。
市民のみなさんの取り組み	①男女共同参画社会について、子どもに話ができるよう、大人も意識を持ちましょう。
	②家庭において、性別による教育や仕事への考え方にとらわれないように努めましょう。

推進の方向 2 男女共同参画に関する学習の推進

市の取り組み	①学校における学習内容や学校運営が男女の考えを固定的に考えることのないよう、人権の尊重と男女の平等を基礎とした指導の充実を図ります。
	②男女共同参画に係る教育内容を充実するため、教職員に対しての研修の実施や啓発に努めます。
	③男女共同参画講座や講演会を行うなど、男女共同参画に関する学習の機会の提供に努めます。
市民のみなさんの取り組み	①学校における男女共同参画の視点に立った教育への理解を深めましょう。
	②人権尊重や男女平等について子どもと話し合ひましょう。



基本計画 15

多様な人々が安心して暮らせる環境づくり

核家族、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯など、家族形態や暮らし方の多様化が進んでいます。従来の家族、世帯といった考え方では思っていない、課題や困難を抱えている場合もあります。

ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援や、高齢者が生きがいをもって暮らせるような社会参加の機会づくり、また障がいをもった方が自分らしく生きていけるよう制度の充実や支援が求められます。

推進の方向 1 ひとり親家庭の支援の充実

市の取り組み	①ひとり親世帯の状況を把握するとともに、母子相談員を育成し、自立支援のための相談体制を充実させます。
	②広報活動等を通して、ひとり親世帯の自立を支援する相談体制や各種制度等の情報提供に努めます。
	③母子家庭の就労支援として、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の制度の周知を図ります。
市民のみなさんの取り組み	①就労支援の各種制度に関する情報を入手するなど、相談窓口を有効に活用しましょう。
	②各種制度を利用し、就労に向けた知識や技能の習得に努めましょう。

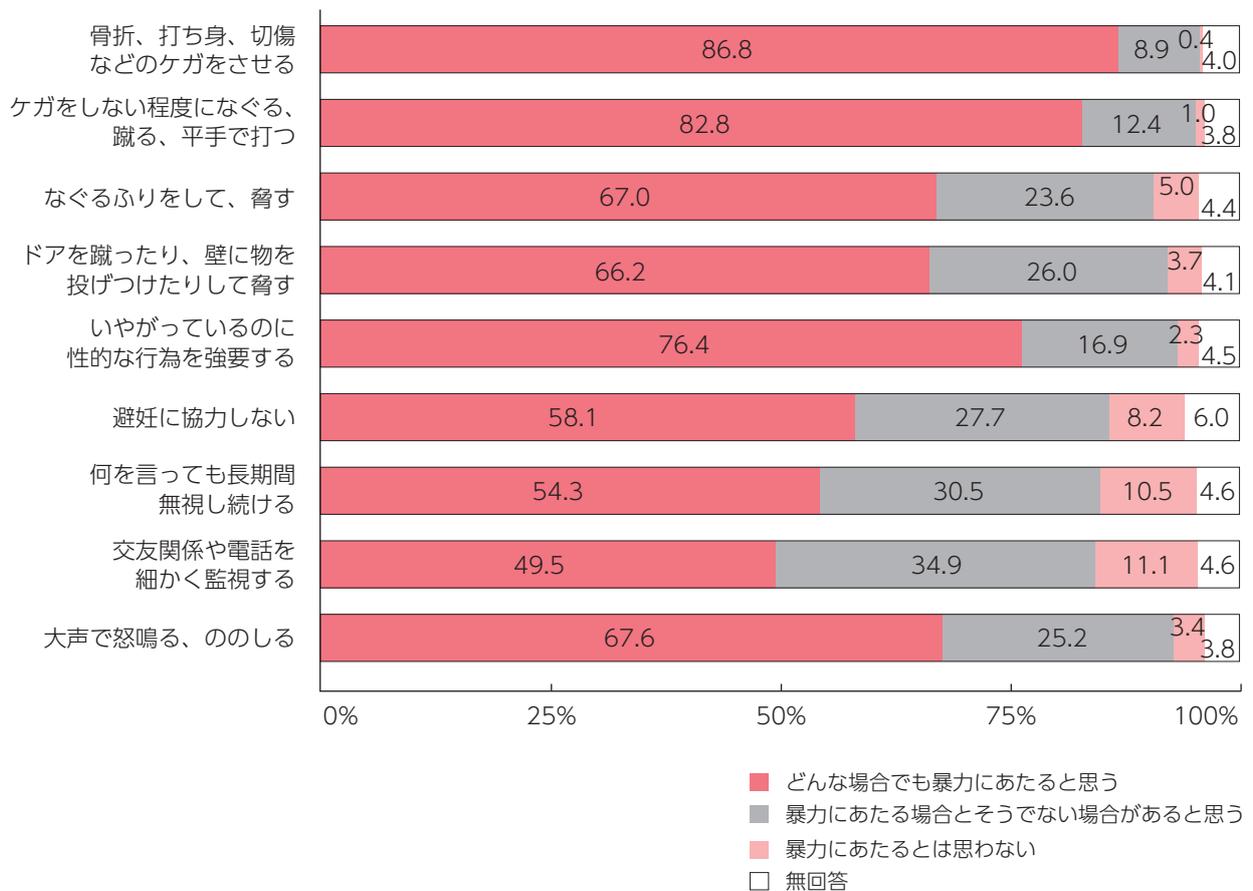
推進の方向 2 誰もが安心して暮らせる環境づくり

市の取り組み	①高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、支援体制を充実します。
	②高齢者が安心して暮らせる社会づくりのため、地域包括ケアシステムを推進し、医療・介護・生活支援・住いの確保などに努めます。
	③障がい者の悩みや相談に対応できるよう、北杜市障害者総合支援センター(かざぐるま)における総合相談の体制を強化します。
	④北杜市障害者総合支援センター(かざぐるま)を、地域の相談支援の拠点と位置づけ、事例検討などを通じて相談専門員の人材育成を図ります。
	⑤誰もが安全で快適に生活できるよう、施設等のバリアフリー化を促進します。
市民のみなさんの取り組み	①地域の高齢者とのふれあいを大切にしましょう。
	②周りに困っている人がいたら、積極的に声をかけましょう。
	③障がいを持つ方は、北杜市障害者総合支援センター(かざぐるま)などの相談先を有効に利用しましょう。
	④障がい者への無理解や偏見をなくすよう努めましょう。

夫婦間での暴力

●「夫婦間での暴力」についての設問では、「どんな場合でも暴力にあたると思う」との回答が、「骨折、打ち身、切傷などのケガをさせる」86.8%、「ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ」82.8%の2項目で多くなっています。

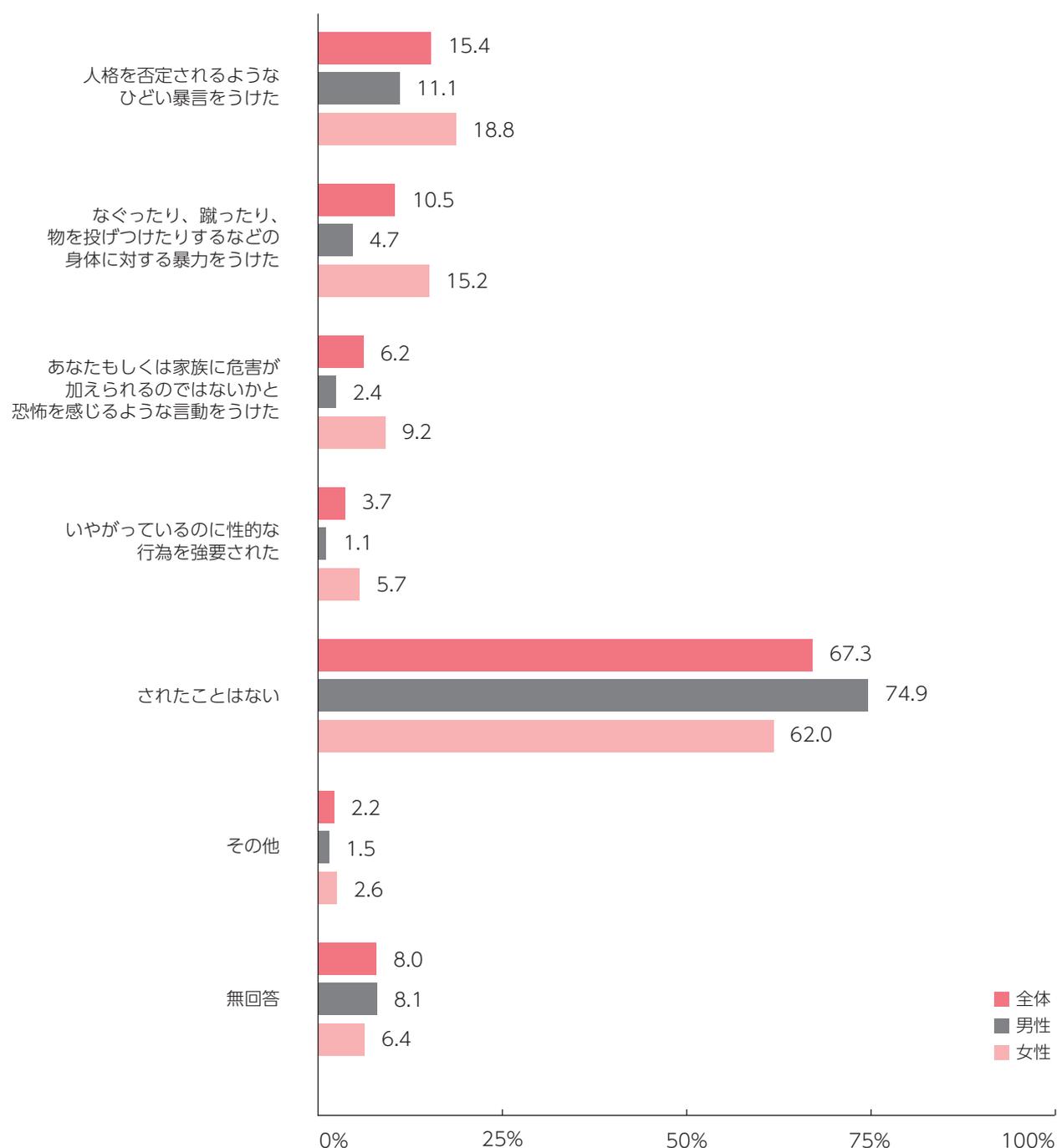
性的暴力や精神的暴力に関する項目では、「どんな場合でも暴力にあたると思う」との回答が、身体的暴力の項目よりも少なくなっています。



配偶者や恋人などの身近な異性からされた行為

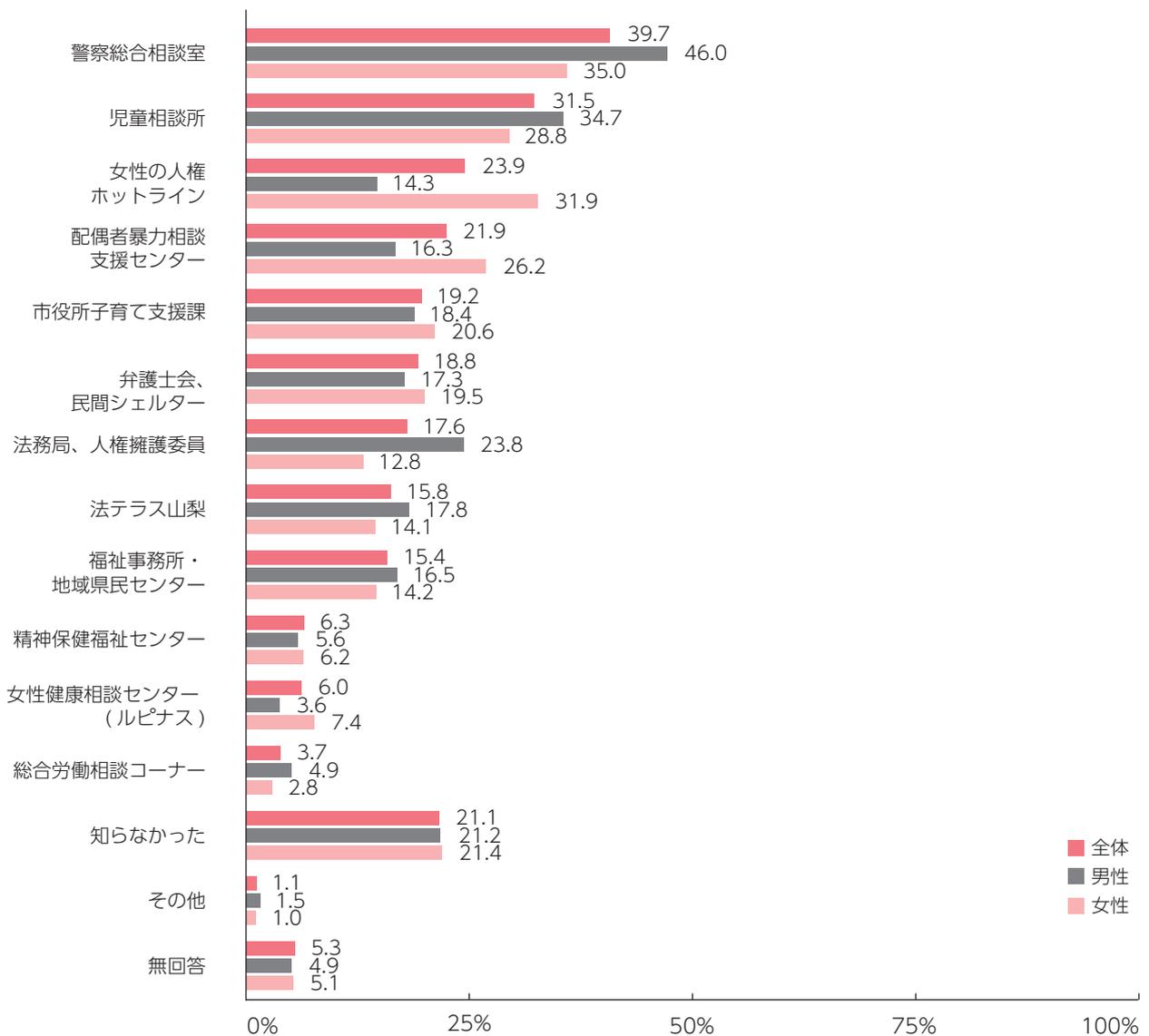
●「配偶者や恋人などの身近な異性からされた行為」についての設問では、「されたことはない」67.3%との回答が最も多くなっています。しかし、された行為の中では、「人格を否定されるようなひどい暴言をうけた」15.4%が最も多く、以下「なぐったり、蹴ったり、物を投げつけたりするなどの身体に対する暴力をうけた」10.5%と続いています。

男女別でみると、行為を受けているのはいずれの項目も女性が多くなっています。



配偶者や身近な異性の暴力やハラスメント*行為を受けた時の相談先で知っているもの

- 「配偶者や身近な異性の暴力やハラスメント*行為を受けた時の相談先で知っているもの」についての設問では、「警察総合相談室」39.7%、「児童相談所」31.5%の回答が多くなっています。一方、「精神保健福祉センター」、「女性健康相談センター（ルピナス）」、「総合労働相談コーナー」については、「知っている」との回答が1割を切っています。相談先を「知らなかった」との回答も2割を超えています。



資料編

- 資料1 北杜市男女共同参画推進条例
- 資料2 北杜市男女共同参画推進条例施行規則
- 資料3 北杜市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱
- 資料4 北杜市男女共同参画推進委員名簿
- 資料5 第2次北杜市男女共同参画推進プラン策定経過
- 資料6 各種連絡先一覧
- 資料7 用語解説 本文中※の項目は用語の説明(資料7用語解説)があります。

資料1 北杜市男女共同参画推進条例 (平成18年3月14日 条例第5号)

目次

前文

第1章 総則 (第1条—第9条)

第2章 性別による権利侵害の禁止 (第10条・第11条)

第3章 基本的施策 (第12条—第18条)

第4章 北杜市男女共同参画推進委員会 (第19条—第23条)

第5章 雑則 (第24条)

附則

男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組は、個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、女性差別撤廃条約の批准など国際社会における取組と連動しつつ着実に進められている。

北杜市においても、合併前から各町村においてプランを策定し、意識啓発や推進活動を展開してきた。しかしながら、性別で役割を決め付けてしまう考え方や、これに基づく地域の慣習など今なお根深く存在し、真の男女共同参画の達成には、多くの課題が残されている。

また、少子高齢化、人口の減少、家族形態の多様化、経済・産業構造の変化などの社会経済情勢が急速に変化する中で、その対応も求められている。

こうした現状を踏まえ、住んでよかった、住んでみたいと思う活力あるふるさとづくりを進めるためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要である。

このような認識のもと、私たちは、男女共同参画によるまちづくりを積極的に推進していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、北杜市（以下「市」という。）における男女共同参画の推進について基本理念を定め、市、市民、事業者及び行政区等の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民一人一人の人権が尊重され、男女がともに参画することのできる心豊かな活力のある社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別により差別されることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。
- (4) 事業者 公的機関であるか民間機関であるかを問わず、また、その事業活動が営利を目的とするか否かを問わず、市内において事業活動を展開するものをいう。
- (5) 行政区等 行政区その他市内の一定の区域に住所を有する者で形成された組織をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により他の者を不快にさせ、又は相手方の生活環境を害する言動をいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、その他親密な関係の男女間における身体的又は精神的苦痛を与える暴力、その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 個人としての尊厳を重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、その他の男女の人権が尊重され、行われなければならない。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮しなければならない。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針、計画の立案及び決定に共に参画する機会が確保されなければならない。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として責任を持ち、かつ、その役割を円滑に果たすとともに、その他の社会における活動に対等に参画できるようにしなければならない。
- (5) 国際社会における男女共同参画社会の促進の取組に対し、協調の下に行われなければならない。
- (6) 互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の生殖と性に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康管理に配慮されなければならない。

(目指すべき姿)

第4条 市、市民、事業者及び行政区等は、男女共同参画の推進に当たり、次の事項を男女共同参画社会の目指すべき姿として、その達成に努めるものとする。

(1) 家庭における男女共同参画

- ア 家族それぞれが、自己の意志と責任により多様な生き方を選択でき、その能力と個性が十分に発揮できる楽しく心豊かな家庭であること。
- イ 家族それぞれの個性を認め合い、協力し合い、ともに責任を担い、互いの人権を尊重できる家庭であること。
- ウ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について、男女がともに助け合う家庭であること。
- エ 地域活動への参加の重要性を家族みんなで話し合い、理解し、その活動に参加、参画できる活力ある家庭であること。

(2) 職場における男女共同参画

- ア 採用、給与、配置、昇進、研修などあらゆる労働条件において性別を理由とする差別がなく、男女の人権が共に尊重され、それぞれが個人として、その能力と個性が十分発揮できる職場であること。
- イ 男女が等しく育児休業や介護休業を取得できるなど、仕事と家庭を両立させることができ安心して働き続けられる職場であること。
- ウ 法律や制度がきちんと機能し、個々のスタイルにあった働き方のできる体制づくりや支援制度の整備が行われる職場であること。

(3) 学校における男女共同参画

- ア 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性や人権を大切に子どもを育てる学校であること。
- イ 進学や就職等において、性別にとらわれず、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重される学校であること。

(4) 地域における男女共同参画

- ア 性別による固定的な役割分担意識にとらわれた地域慣習を見直し、それぞれの行動や考え方が尊重され男女が共に参画し、政策立案や意思決定の場にそれぞれの能力がいきいきと発揮できる地域であること。
- イ 市民等しく男女共同参画について学習する機会が積極的に提供され、差別なく平等に諸活動に参加し、企画や実践に関われる地域であること。
- ウ 多くの市民が交流を深め、対等にかつ主体的に参加、参画できる元気で活力のある地域であること。
- エ 地域みんなで支え合い、若い世代が安心して子どもを産み育てることのできる地域であること。
- オ かけがえのない美しい自然を子どもたちに引継いでいくために、男女が共に参画し、環境保全に取組、積極的に行動する地域であること。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に策定し、実施するとともに、その他の施策についても男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を実施するため、財政

上の措置及び推進体制の整備に努めるものとする。

- 3 市は、前項の施策を推進するにあたっては、市民、事業者、行政区等、国、県及び他市町村と相互に連携と協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、第3条に定める基本理念に基づき、性別による固定的な役割分担意識に根ざした社会における制度及び慣行を見直し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会について理解を深め、その推進に自ら努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、第3条に定める基本理念に基づき、個人の能力を適切かつ公平に評価し、あらゆる労働条件において率先して男女平等に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女の職業生活と家庭生活が両立できる職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出する場合、男女共同参画推進状況を届け出なければならない。

(行政区等の責務)

第8条 行政区等は、第3条に定める基本理念に基づき、その組織づくり及び活動のあらゆる場面において、男女共同参画の実現を図るよう努めなければならない。

- 2 行政区等は、役員の構成において、男女が共に参画し、責任を分かち合えるよう配慮するものとする。
- 3 行政区等は、男女が連帯して、方針又は企画の立案及び決定その他地域活動に参画できるよう努めなければならない。
- 4 行政区等は、その活動のあらゆる場面において、男女が互いに自立した対等の個人として、人格を尊重され、意見を評価され、及び相互理解を図られるよう努めなければならない。

(男女共同参画推進モデル)

第9条 市長は、前3条の規定による責務を顕著に遂行している市民、事業者及び行政区等に対し、第4章に規定する男女共同参画推進委員会の推薦を受けて男女共同参画推進モデルとして推奨し、表彰することができる。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第10条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、直接的又は間接的に性別に基づく差別した取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第11条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、前条で禁止する行為を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を策定するにあたっては、市民の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(意識啓発及び学習機会の充実)

第13条 市は、市民、事業者及び行政区等に対して、あらゆる機会を通じて男女共同参画に関する意識啓発をするとともに、理解を深めることができるよう学習機会の充実に努めるものとする。

(情報提供及び広報活動)

第14条 市は、男女共同参画の推進について理解を深めるため、市民、事業者及び行政区等に対して、情報の提供及び広報活動に努めるものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な調査研究に努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市は、市民、事業者及び行政区等からの、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情及び性別により差別した取扱い等に関する相談に対して、関係機関と連携して、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

(事業者からの報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めるとともに、助言することができる。

(進捗状況等の公表)

第18条 市長は、毎年度、男女共同参画の進捗状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

第4章 北杜市男女共同参画推進委員会

(設置)

第19条 男女共同参画を円滑に推進するため、北杜市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第20条 委員会は、男女共同参画に関する推進活動及び啓発活動を行う。

2 委員会は、男女共同参画に関する必要な事項について調査、審議し、市長に提言することができる。

(組織)

第21条 委員会は、委員48人以内をもって組織する。

2 前項の委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第22条 委員は、優れた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出することができる。

(その他)

第23条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月に策定された「北杜市男女共同参画プラン」を第12条第1項に規定する基本計画とする。

資料 2 北杜市男女共同参画推進条例施行規則

平成 18 年 3 月 23 日 規則第 94 号
改正 平成 21 年 11 月 19 日 規則第 44 号

(趣旨)

第1条 この規則は、北杜市男女共同参画推進条例（平成 18 年北杜市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(男女共同参画推進状況の届出の様式)

第2条 条例第7条第4項に規定する男女共同参画推進状況の届出は、男女共同参画推進状況調査書（別記様式）とする。

(苦情及び相談への対応窓口)

第3条 条例第 16 条に規定する苦情及び相談に対応する窓口（以下「相談窓口」という。）は、企画部企画課に置く。

(相談窓口の受付日等)

第4条 相談窓口の受付日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 12 月 29 日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 相談窓口の受付時間は、午前8時 30 分から午後零時 15 分まで及び午後1時から午後5時 15 分までとする。

(プライバシーの保護)

第5条 苦情及び相談の処理にあたっては、プライバシーの保護に努め、相談者が不利益を被らないよう最大限配慮するものとする。

(委員の任期)

第6条 条例第 22 条に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 条例第 19 条に規定する北杜市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長及び副委員長は、それぞれ性別を異にする者とする。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見照会等)

第9条 委員会は、必要に応じて関係者に資料の提出、説明及び意見を求めることができる。

(部会)

第10条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属する委員は、会議で定める。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を掌理し、部会において調査検討した結果を委員会に報告するものとする。

5 部会は、所期の目的が達成されたとき解散するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年4月1日から施行する。

附 則 (平成 21 年 11 月 19 日規則第 44 号)

この規則は、平成 22 年4月1日から施行する。

別記様式 (第2条関係)

別記様式(第2条関係)

男女共同参画推進状況届出書

年 月 日

北杜市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号 ()

北杜市男女共同参画推進条例第7条第4項に基づき、下記のとおり、男女共同参画の推進状況を届出いたします。

正規従業員数	男	人	女	人
パートタイマー雇用数	男	人	女	人
管理職の登用状況	男	人	女	人
正規従業員の平均勤続年数	男	年	女	年
結婚している正規従業員数	男	人	女	人
子どものいる正規従業員数	男	人	女	人
育児休業制度の内容(直近3ヶ年)				
育児休業の取得者数(直近3ヶ年)	男	人	女	人
介護休業制度の内容(直近3ヶ年)				
介護休業の取得者数(直近3ヶ年)	男	人	女	人

男女共同参画推進の取組について(実施している項目にチェックしてください。)

◎従業員の「仕事」と「家庭」の両立支援
 出産後(育児休業取得後)の待遇保障 勤務時間短縮の制度 フレックスタイム制 始業・就業時間の繰上げ、繰下げ 再雇用の支援 子の看護休業の制度

◎セクシュアル・ハラスメント防止
 方針を服務規程等に明記 研修の実施 啓発(社内報、パンフレット等の配布など) 相談窓口の設置 実態調査の実施

◎上記以外の男女共同参画推進の取組を行っていましたら、ご記入ください。

資料3 北杜市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

平成 17 年 3 月 8 日

告示第 16 号

改正 平成 17 年 9 月 14 日告示第 54 号

平成 21 年 11 月 19 日告示第 99 号

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第3項の規定の趣旨を踏まえ、男女共同参画型社会の実現に向けた計画の策定に関し、総合的かつ計画的な推進を図るため、北杜市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関する事。
- (2) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会の委員は 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、男女共同参画社会に関し、すぐれた見識を有する者の中から、市長が委嘱する。

3 委員会の専門的事項を研究するための部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委員を委嘱した日から計画の策定完了までの期間とする。

(役員)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 14 日告示第 54 号）

この告示は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 11 月 19 日告示第 99 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

資料 4 北杜市男女共同参画推進委員名簿

	委員長	小泉 徹
	副委員長	中谷 なおみ
家庭 部 会	部会長	山本 仁
	副部会長	浅川 一恵
	委員	小澤 建二
	委員	小泉 徹
	委員	坂本 好子
	委員	下坂 勇
	委員	新田 きよ子
	委員	藤原 正明
	委員	保坂 多枝子
	委員	三井 勝己
	委員	若尾 留美
職 場 部 会	部会長	小池 英幸
	副部会長	溝口 暁美
	委員	浅川 徳美
	委員	小泉 優子
	委員	田中 正子
	委員	中谷 なおみ
	委員	伏見 武仁
	委員	宮沢 俊彦
	委員	武藤 昌人
	委員	望月 真由美
	委員	横森 秀記
地 域 部 会	部会長	蔦木 園子
	副部会長	小宮山 修
	委員	上村 英司
	委員	川合 義人
	委員	小林 千鶴子
	委員	小宮山 美智江
	委員	重田 直美
	委員	竹田 和美
	委員	利根川 久美子
	委員	中山 盛夫
	委員	三井 勇

北杜市男女共同参画推進プラン策定の様子



資料5 第2次北杜市男女共同参画推進プラン策定経過

日 時	内 容
平成27年 7月 7日	第4回男女共同参画推進委員会開催 「男女共同参画に関するアンケート調査」の内容を検討
平成27年 7月29日	第5回男女共同参画推進委員会開催 「男女共同参画に関するアンケート調査」の内容を検討
平成27年 8月21日 ～ 9月 3日	「男女共同参画に関するアンケート調査」を実施
平成27年10月19日	第7回男女共同参画推進委員会開催 「男女共同参画に関するアンケート調査」結果の報告 「第2次北杜市男女共同参画推進プラン」の検討
平成27年11月17日	第8回男女共同参画推進委員会開催 「第2次北杜市男女共同参画推進プラン」計画編の編集方法、体系表、 総合目標の検討
平成27年11月30日	第9回男女共同参画推進委員会開催 「第2次北杜市男女共同参画推進プラン」の体系表、総合目標の検討
平成28年 1月 7日	第10回男女共同参画推進委員会開催 「第2次北杜市男女共同参画推進プラン(素案)」の内容の検討
平成28年 1月15日 ～2月15日	「第2次北杜市男女共同参画推進プラン」に対する パブリックコメントを実施
平成28年 2月15日	第11回男女共同参画推進委員会開催 「第2次北杜市男女共同参画推進プラン(素案)」と 「第2次北杜市男女共同参画推進プラン(ダイジェスト版)」の検討

資料 6 各種連絡先一覧

北杜市の主な相談窓口			
市民の健康	健康相談を受けるには……	健康増進課	☎42-1335
子育て支援	乳幼児相談を受けるには…	健康増進課	☎42-1335
	ひとり親福祉……………	子育て支援課	☎42-1332
	児童家庭相談……………	家庭児童相談室	☎42-1401
相談支援業務	行政相談を受けるには……	総務課	☎42-1311
	人権相談を受けるには……	総務課	☎42-1311
	結婚相談を受けるには……	出会いサポートセンター	☎080-1918-0106
	障害者相談を受けるには…	障害者総合支援センター (かざぐるま)	☎42-1411
総合支所			
●明野総合支所	☎42-1112	●大泉総合支所	☎42-1116
●須玉総合支所	☎42-1113	●小淵沢総合支所	☎42-1119
●高根総合支所	☎42-1114	●白州総合支所	☎42-1117
●長坂総合支所	☎42-1115	●武川総合支所	☎42-1118

山梨県の男女共同参画に関する施設と窓口		
●中北保健福祉事務所(中北保健所)	甲府市太田町9-1	☎055-237-1381
●配偶者暴力支援センター		
山梨県女性相談所	甲府市北新1-2-12	☎055-254-8635
山梨県男女共同参画推進センター (ぴゅあ総合)	甲府市朝氣1-2-2	☎055-237-7830
●女性の人権ホットライン (甲府地方方法務局人権擁護課)	甲府市丸の内1-1-18	☎0570-070-810
●山梨労働局総合労働相談コーナー	甲府市丸の内1-1-11	☎055-225-2851
●山梨県中央児童相談所	甲府市北新1-2-12福祉プラザ2階	☎055-254-8617
●山梨県企画県民部中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4北巨摩合同庁舎1階	☎0551-23-3051
●精神保健福祉センター	甲府市北新1-2-12	☎055-254-8644
●不妊(不育)専門相談センタールピナス	甲府市飯田1-1-20 JA会館5F	☎055-223-2210
●法テラス山梨	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1F・2F	☎050-3383-5411
●山梨県弁護士会	甲府市中央1-8-7	☎055-235-7202
●山梨県警察総合相談室	甲府市丸の内1-6-1(防災新館2階)	☎055-233-9110
●北杜警察署	北杜市長坂町長坂上条2575-79	☎0551-32-0110

北杜市男女共同参画に関する窓口	
北杜市役所企画部企画課 企画担当	
〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1 TEL 0551-42-1321 FAX 0551-42-1129	

資料 7 用語解説

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）】

働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

【DV（ドメスティック・バイオレンス）】

配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。ドメスティック・バイオレンスには身体的な暴力のほか、性的暴力、心理的暴力、経済的暴力も含まれます。

【デートDV（ドメスティック・バイオレンス）】

結婚も同居もしていない交際相手間の暴力をデートDVと呼ぶことがあります。

【ハラスメント（セクシャルハラスメント）】

「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること」又は「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること」をいいます。男女雇用機会均等法により事業者はその対策が義務付けられています。

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）】

人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指します。したがって、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを定める自由をもつことを意味します。

リプロダクティブ・ライツとは、国内法・国際法および国連での合意に基づいた人権の一つで、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブヘルスを享受する権利です。

【北杜市子育て応援企業等認定制度】

子育て世代に魅力あるまちづくりを推進し、子育てと仕事の両立を図り、子育て世代を地域に定着させるため、子育て支援に積極的に取り組む市内の企業・事業所を認定する制度。

【ブラック企業】

異常な長時間労働やサービス残業、パワハラ（パワーハラスメント）が行なわれるなど、劣悪な労働条件を強制し、従業員を酷使する会社。若者を大量に採用し使い捨てにすることから、入社3年内の離職率の高さや社員の年齢構成（30～40代が極端に少ない等）が1つの指標とされる。

【家族経営協定】

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針・役割分担・労働時間・労働報酬、などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるルール。

【ファミリー・サポート・センター事業】

育児援助を行いたい人と育児援助を受けたい人を組織化し、地域における市民相互の子育て支援を通じて、子育てと仕事の両立を推進し、地域コミュニティの活性化および安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりを推進する事業。

【原っぱ教育】

「教育文化に輝く杜づくり」の理念のもと「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を目標に、北杜市の自然や歴史、文化遺産、施設及び人材が持つ教育的資産（教育力）を十分に活用した、原体験や実体験を重視した教育。

【キャリア教育】

子どもや若者が、将来社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育成することが求められており、そのために必要な、基盤となる能力や態度を育てる教育。

支えあい、男女がともに築くまち

ほくと ほほえみ 夢プラン

第2次 北杜市男女共同参画推進プラン

策定 平成 28 年 3 月

発行 北杜市

北杜市男女共同参画プラン策定委員会

〒 408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1

TEL 0551-42-1321 (企画課)

FAX 0551-42-1129

策定支援 (株) サンニチ印刷 (コンサルティング事業室)

制作・印刷 (株) サンニチ印刷

〒 400-0058 山梨県甲府市宮原町 608-1

TEL 055-241-1111

支えあい、男女がともに築くまち

ほくと ほほえみ 夢プラン



北杜市

北杜市 北杜市男女共同参画プラン策定委員会

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1
TEL.0551-42-1321(企画課) FAX.0551-42-1129



この印刷物は色覚障害の方に配慮し制作しています。
北杜市では、色覚障害者にやさしい
ユニバーサルデザインを採用しています。



この印刷物は環境にやさしいVOC(揮発性
有機化合物)成分フリーの植物油型インキを
使用して印刷しました。